

毎年、1月1日に茂原市内にお住まいの方は、前年中の所得を茂原市に申告していただく必要があります。また、申告されない場合、医療費、社会保険料などの諸控除が受けられず、正しい住民税額が計算できない事があります。

ただし、次の①～③に該当する方は申告の必要はありません。

① 税務署に確定申告を提出された方。

②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書の提出がある方。（提出の有無は勤務先へ確認してください。）

③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方。

※なお、収入のない方でもまだ申告が済んでいない方は、収入がない旨などの申告をしてください。ただ、し、税制上の被扶養者等となっている方は申告の必要はありません。

Q、私は今年の8月に茂原市外に転出する予定だが、茂原市には市・県民税を何期分まで納税するのか？

A、平成28年度の市・県民税は、平成28年1月1日に住んでいた市町村で課税されに転出しても、今年度の市・県民税は全額を茂原市に納付していただきます。

Ｑ、平成27年中に退職した際に市・県民税を支払ったが、今年また納税通知書が届いた。現在は無職なのだが？

A、平成28年度の市・県民税は昨年中の所得に対して課税されます。退職時に一括で給与天引きされた、または納税通知書で納付されたものは、退職により天引きでなくなつた27年度の市・県民税（26年中の所得に対して課税したもの）です。

お問い合わせは、
市民税課（2階）
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

熊本、大分地震から



茂原市長 田中 豊彦

この4月に無投票という形で、対応が遅れる事態で3期目の当選を果たすこととも言われています。

ができました。私の行政運営 対し、市民の皆様から信任 直下型地震だったために、

していただいたことと理解し、これからも今までと同様、おごりもせず、また卑下もせず、市民目線で頑張つていきたいと考えております。

さて、選挙公約にも掲げました「災害に強いまちづくり」で、また新たな対策を講じるにつきましては、以前から取 必要がでてきたようです。

り組んできているところですが、今回の熊本のように活断層の大きなひずみが震度7の地震を誘発し、その後も何度となく余震を引き起こすような状況は、全く想定しておりませんでした。

また原発についても、活断層が2千以上もあるこの国には、不適切な発電施設であるようにますます思えてきました。ヨーロッパのように地震のないところでも、ドイツのメルケル首相は原発をやめ、

日本は地震大国です。いつ起きるかわからない色々なタイプの地震にいかに対応しようとしてもしきれないのが現実です。聞くところによると、熊本では今までにこのより、避難所に指定されているうな地震を経験したことがな

クリーンエネルギーに切り替えましたが、日本もそうすべきではないかと今は思います。さてこの茂原では、この3月までに学校の耐震化が終わり、避難所に指定されている施設（市民センター等）も

着々と耐震化を進めております。それらの施設における防災グッズも一通り準備はできております。

また、茂原市防災行動マニュアルを市職員の行動規範として毎年4月に改定し、災害時に迅速に対応できるようにしております。しかし、いくらマニュアルがあっても、現実には災害時に市民の皆さんと一緒に行動ができませんければ絵に描いた餅になってしまう。

以前、防災システム研究所の山村武彦さんが、「自助、共助、公助プラス近助（自治会）」と言っておられました^が、今回の熊本地震においても自治会を通じた活動が大きな役目を担ったと聞いております。自治会離れが深刻化している現状ですが、あらためて近所の付き合いの大切さに気付かされた方も多いのではないかと思います。